

議案第 6 3 号

羽曳野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例を別紙のように制定する。

令和 7 年 10 月 7 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

提 案 理 由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成 26 年厚生労働省令第 61 号)の一部改正に伴い、市町村が行う乳幼児健康診査の結果を利用して健康状態を確認するときは、家庭的保育事業者等が健康診断の実施を省略できる旨の規定を整備するため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年羽曳野市条例第 23 号)の一部を次のように改正する。

第 18 条第 2 項を次のように改める。

- 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査(母子保健法(昭和 40 年法律第 141 号)第 12 条又は第 13 条に規定する健康診査をいう。以下同じ。)(以下「健康診断等」という。)(が行われた場合であつて、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

羽曳野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

新	旧				
(利用乳幼児及び職員の健康診断) 第 18 条 1 省略 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査(母子保健法(昭和 40 年法律第 141 号)第 12 条又は第 13 条に規定する健康診査をいう。以下同じ。)(以下「健康診断等」という。)が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。 <table border="1"> <tr> <td>児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断</td><td>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</td></tr> <tr> <td>乳幼児に対する健康診査</td><td>利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</td></tr> </table> 以下省略	児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断	乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断	(利用乳幼児及び職員の健康診断) 第 18 条 1 省略 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。 以下省略
児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断				
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断				